



農業委員会では、長年の耕作放棄等により山林・原野化が著しく、農地への再生利用が困難と思われる土地について、現地調査や航空写真による確認を行い、農地・非農地判断を実施しています。

非農地判断した土地は所有者等にその旨を通知し、農地と判断したものは、所有者に引き続き農地への再生と適正利用を促します。

農地・非農地判断

活動レポート

宮崎市農業委員会だより

第32号

平成31年3月1日発行



発行／宮崎市農業委員会
編集／広報委員会

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東1丁目14番20号
Tel. 0985-21-1784 E-mail: 60nougyo@city.miyazaki.miyazaki.jp
宮崎市ホームページアドレス <http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp>



《平成30年度第1回恋活農業体験ツアー》

10月20日(土)に、独身農業者と20歳以上の独身女性を対象とした恋活バスツアーを実施しました。18名の参加があり、みかん収穫体験やハーバリウム作り、食事会などを行い、2組のカップルが誕生しました。

恋活バスツアー♥1日のスケジュール

- ◆13:30 参加者集合(宮崎駅)
- ◆13:45 ~14:40 自己紹介タイム
- ◆15:20 ~16:20 みかん収穫体験
- ◆17:00 ~18:00 ハーバリウム作り体験
- ◆18:00 ~20:00 交流会(食事会)



ハーバリウムとは?

ガラス瓶の中にドライフラワーなどの乾燥処理をした植物を入れ、専用のオイルで浸したもの。お手入れの必要がなく、インテリアとして長く楽しめます。



もくじ

- ①恋活バスツアーを行いました!
- ②③農業委員会による農地の主な手続きについて
- ④活動レポート、新農地利用最適化推進委員を紹介します

新規就農地の相談

今年も「みやざき農業実践塾」及び「ジェイエイファーム」の研修生と農業委員との顔合わせを行いました。

研修生の自己紹介後、就農希望地区ごとに分かれ、各地区の農業委員と研修終了後の就農地について意見交換・相談を熱心に行っていました。



新農地利用最適化推進委員を紹介します



推進委員
日高 尚泰
(赤江・恒久)

平成三十年八月から新しく農地利用最適化推進委員に委嘱されました。

農地利用最適化推進委員は、担い手への農地利用の集積・集約、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等において、担当地区の現場活動を担う重要な役割というところで、身の引き締まる思いです。

まだまだ、不慣れな点がございますが、課題解決に向け、精一杯努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。



編集後記

平成がまもなく終わりを迎えるようとしております。

昨年を振り返ってみますと、日本列島各地での地震、台風そして記録的な大雨により甚大な被害が発生いたしました。

宮崎でも、台風二十四号が各地で猛威をふるい、農地や家屋の浸水被害等、改めて、自然に対する驚異を感じるとともに、地球温暖化の影響を実感させられた年となりました。

平成最後の年となりますが、自然災害や有害鳥獣等に対して、みなさんで協力しながら頑張らしましょう。

(小玉 利光)

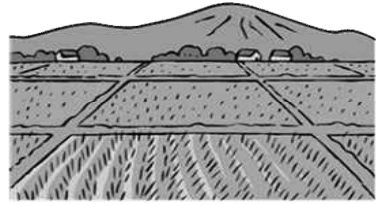


広報委員会

委員長



外 久 小 小 小 松
比 玉 倉 元
元 恵 島
明 利 俊 章
彦 光 博 之



農業委員会による農地の主な手続きについて



農地を貸したり、売ったり
したいんだけど？



農地を借りたり、買ったり
したいんだけど？

農地を **売買・貸借** したい!!



農地法第3条

【主な要件】（借りる人、買う人）

- ・経営面積が50a以上（申請地含む）
- ・年間農業従事日数が150日以上
- ・遊休農地及び違反農地がないこと 等

農業経営基盤強化促進法

【主な要件】（借りる人、買う人）

- ・認定農業者、「あっせん譲受け等候補者名簿」に登載されていること（買う人のみ）
- ・年間農業従事日数が150日以上
- ・市街化区域を除いた区域
- ・遊休農地及び違反農地がないこと 等

農業経営基盤強化促進法に基づく手続きだと、こんなメリットがあります!!

（貸す人、売る人）

- ・農地を貸しても、約束の期限がくれば離作料を支払う必要がなく、確実に農地が返ってきます。
- ・農地を売った場合は、その譲渡所得から800万円が控除（農業振興地域の農用地区域内（青地）のみ適用）されます。※ただし、確定申告が必要です。

（借りる人、買う人）

- ・契約した期間は安心して耕作でき、また契約の更新することもできます。
- ・農地を買って登記する場合は、登録免許税は10/1000（一般15/1000）に軽減されます。
- ・所有権移転の登記費用がかかりません。（所有権移転登記は、農業委員会が代行します）



まずは、**農業委員**および各地区の
農地利用最適化推進委員にご相談を!!

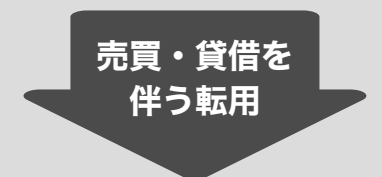


農地を農業以外に利用
したいんだけど？

農地を **転用** したい!!



農地法第4条



農地法第5条

農地転用の許可基準として、農地が優良農地か否かの面からみる『**立地基準**』と転用事業の妥当性や確実性、周辺農地への影響等の面からみる『**一般基準**』という2つの許可基準に照らして審査を行います。

【主な許可基準】

1. 立地基準

- ・農業振興地域の農用地区域内の農地（青地）でないこと
- ・拡がりの大きな一団の農地の区域内にある農地でないこと 等

2. 一般基準

- ・転用面積が適正な規模であること
- ・転用を行うに必要な資力があること
- ・事業に必要な免許、許可を受けていること
- ・周辺農地に悪影響がないこと 等



※市街化区域内と市街化区域外とで手続きが異なりますので、詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。

※農地の所有者が亡くなり、法務局での相続手続きが完了したら農業委員会へ（農地法に基づく）農地の相続届出が必要です。

【必要書類】

- ①農地法第3条の3第1項の規定による届出書（市ホームページでダウンロードできます）
- ②届出人の印鑑（認印可）
- ③相続登記が完了したことがわかるもの（登記完了証等）

